

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463 - 23 - 1111 (内線 2375)

平塚市議会控室 平塚市浅間町9-1

2012年4月22日発行 No. 1 1 6 7

日本共産党平塚市議会議員団

渡 辺 敏 光 電話・fax 31-6431 w-toshi@agate.plala.or.ip

松本敏子

電話・fax 59-4607 mail@matsumoto-toshiko.jp

山 和 義

電話・fax 31 4638 k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

日本共産党議員団の法律相談

次回は5月12日(土)です。 午後1時から (要予約)

「市長と語ろう!ほっとミーティング」 今年度のテーマは「まちづくり」

4月11日、今年度初めての「市長と 語ろう!ほっとミーティング」が岡崎公 民館で行われました。

昨年度は「地域防災」についてがテ ーマでしたが、今年度は市民と協働し て魅力あるまちづくりを進めるため、今 後のまちのあり方について語り合う「あ なたの地域のまちづくり」がテーマで す。今回は17人の応募市民が市長と 活発に語りあいました。

落合市長にとっては岡崎公民館は主 事として働いた「思い出の場所」でもあ り、大勢の傍聴者が詰めかけました。

今回の対話の中で、複数の方々か ら出された意見は「交通の便

「平塚のチベット」「交通が平塚

が悪い」ということでした。

とリンクしていない。伊勢原圏域だ」と、深 刻な状況が語られました。

また、老人会で活躍している方々から は「補助金が減って運営に困っている」 という声が。「人数が増えるのに、どんどん 減っていく」「老人会は公園の掃除、地域 や子どもたちの防犯もやっている。補助金 を出した方がトクと考えていただきたい。

老人が元気なことは、プラスになってい ると思う」というと、「高齢者健康増進手当 という観点ですね」と、司会者も納得。 市長からは、「補助金はカットしているが、 考えてほしいということなので、その視点 で考えて行きたい」という前向きな回答が ありました。

また、岡崎福祉村「鈴の里」も9年がた

ち、地域に定着してきて手狭に なってきたという声もありまし た。

こまわりの効くバスを!

- *サイクリングコースの改修を、
- *ふるさとの川「鈴川」が憩いの川となって ほしい。眺める川でなく、触れ合う川に。
- * 岡崎の「生きもの」を子どもたちに教えて 行きたい。自然保全を。
- *ゴミを減らし、無駄な電気を減らそう。
- * 鈴川のサイクリングコースにトイレを。
- * 公園の低木の剪定は、地域でやれるとこ ろはやりたい。

など、多くの意見が出され、市長は、一人一 人の意見に対し、考えを述べておられまし た。



みんなに親しまれる鈴川に(岡崎在住の方が撮影)

ひらつかの景観と住環境を守るには

いま、市内出縄字谷戸に突如、大規模な墓 地造成計画が持ち上がり、地域では反対運動 が起こっています。(1164号で紹介)

そこは山の頂上。すぐ隣地には住宅、病院 などが建っています。山の森林を伐採し、3~ 6m削って平地にして1519基のお墓を作る計 画で、住民の方々は、大規模な造成による土 砂崩れや住宅への風の影響などを心配してい ます。そして、何より家の隣に大きな墓地がで きることは誰も望んでいなかったことで、3月議 会には住民から建設中止を求める陳情が出さ れました。

「墓地の経営の許可」権限が市に

墓地等の経営の許可に関する権限は、今年 の3月31日までは都道府県にありました。とこ ろが昨年8月に成立した「第2次一括法」によっ て、今年の4月1日からは各市町村に移譲され ることになり、昨年度に県に申請を出していた ものも、各自治体が担うことになりました。

多くの自治体で要綱

墓地等に関する許可権限は県にあっても、自 治体が独自に墓地建設に関する要綱を作り規 制していた秦野市などでは、墓地建設計画は あっても、民家のすぐ横にこうした大規模な墓 地が出来るということは起こりませんでした。

平塚市では

平塚市では、「墓地に関する許可は県 にある」として、要綱を作ってこなかったた め、近隣住民への説明会で厚木市にお寺 を持つ事業主の住職が「厚木市で(許可 を)取るのは至難の業、それに比べここ は・・・」と語ったように、平塚市の無防備さ が露呈しました。

平塚市は、すでに県に申請したものは 経過措置があるとして、県条例をそのまま 引き継ぎ、今後時期を見て改定していくと しています。

同じ条件の逗子市では

逗子市でも平塚市同様これまで要綱が なく、3月までに住民の望まない墓地建設 計画が1件県に申請されていましたが、4 月から施行する条例には県条例より厳し い内容を盛り込みました。

平塚市では「できない」としてきたこと が、逗子市でできたのはなぜか。

住民が大切にしている景観や住環境 を、市民と行政とが協働して守っていくに は、どういう視点が重要なのかが問われ ます。

「墓地等の経営の許可に関する条例」 平塚市と逗子市を比較(抜粋)

平塚市

(墓地等の経営主体)

- (1)地方公共団体
- (2)宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条 第2項に規定する法人で、市内に主たる事 務所又は従たる事務所等を有する宗教法 人(以下「宗教法人」という。)

(3)公益社団法人又は公益財団法人であって、墓地等の経営を目的とするもの

(事前協議)

1~3は略

(経営計画の周知)

第5条1項(1)は略

(2)墓地等の近隣の土地または建物の所有者、住民、学校の管理者等であって規則で定める者に対し、墓地等の経営計画の概要について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容その他規則で定める事項について市長に報告しなければならない。

(周辺住民等との協議)

経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議

逗子市

(墓地等の経営主体)

(1)地方公共団体

- (2)宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4 条第2項に規定する法人(以下「宗教法人」 という。)で、主たる事務所又は従たる事務 所を逗子市の区域内(以下「市内」という。) に有し、かつ、当該市内に有する主たる事 務所又は従たる事務所について、宗教法 人法に基づ〈登記を行った日の翌日から起 算して当該宗教法人が行う当該経営しよう とする墓地等に係る第5条第1項第2号の規 定による届出の日までの期間が5年以上経 過し、及び当該期間中継続して宗教活動 を行っているもの
- (3)墓地等の経営を目的とする公益法人 (事前協議)
- 4. 宗教法人法第6条第1項に規定する公益 事業として墓地又は納骨堂についての第1 項の協議を行う宗教法人及び公益法人に あっては、当該協議を行うときに規則で定め る額を超える当該墓地等の設置等に係る 資金を有していなければならず、かつ、当 該墓地等の設置に要する費用の一部を借 り入れる場合の借入先は、銀行法(昭和56 年法律第59号)第2条第1項に規定する銀 行その他規則で定める金融機関でなけれ ばならない。ただし、市長が特に理由がある と認めたときは、この限りでない。

(経営計画の周知)

(2)前号の規定により標識を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出ること。

(周辺住民等との協議)

経営許可を受けようとする者は、周辺住民等から墓地等経営計画について、規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があったときは、当該申出をした者と

平塚市

しなければならない。

(経営許可の申請) 第8条1~2項は略

(設置場所の基準)

第10条墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1)は略
- (2)墓地等の境界線と人家、学校等との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りではない。

(追加説明)

ここで言う「規則で定める距離」は埋葬(土葬のこと)の場合に人家から110m離れることとされており、焼骨を埋蔵する墓地への規定はない。

(3)略

(経過措置)

2.この条例の施行の際現に神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年神奈川県条例第68号)第4条第1項若しくは第6条の規定による協議又は県条例上に規定する措置が行なわれている墓地等の経営許可等に係る施行日前に行われた手続きその他の行為は、この条例の相当規定により行われた手続きその他の行為とみなす。

逗子市

十分に協議を行うとともに、その理解を得るように努めなければならない。

2. 経営許可を受けようとする者は、前項の規定により協議を行ったときは、速やかに協議の内容その他規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。

(経営許可の申請)

3. 第1項の規定による申請書の提出 は、第4条から第6条までの規定による手 続及び市長が必要があると認めた関係 法令の規定による手続を経た後でなければ行うことができない。

(設置場所の基準)

(2)次の各号に掲げる墓地等の区域の境界線と建物との水平投影面における最短の距離は、当該各号に定める距離以上であること。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

ア 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂、 (ア)人が現に居住する建物 75メートル (イ)学校、病院等の規則で定める建物 110メートル

イ 埋葬を行う墓地

人が現に居住し、又は使用している建物 110メートル

ウ火葬場

人が現に居住し、又は使用している建物 300メートル

(経過措置)

2. 施行日前において、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年神奈川県条例第68号)の規定に基づき行われている手続中の市内における墓地等の経営の許可等については、この条例の施行日以後においては市長に対してなされたものとみなし、本条例の規定を適用する。